

秋田市立太平小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、絶対に許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであること
- ・いじめは、人権侵害行為であり、絶対に許されないこと
- ・いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為であること
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題であること
- ・いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと
- ・いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題であること

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から子どもの人間関係を把握しささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめかどうかの議論に終始することなく、子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、あるべき行動の仕方や問題解決に向けた具体的な対処法などを発達の段階に応じて指導していきます。

また、「いじめの解消」状態を次のようにとらえ再発防止にも努めます。

《いじめが解消している状態》

- ◇ いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が少なくとも止んでいる状態が3か月継続していること
- ◇ いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

2 いじめ未然防止のための取組

他を思いやり、尊重し合う態度を育てることができるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての存在感や有用感を味わうことができるよう、良好な人間関係を築く力を高める体験活動の充実に努めます。また、規律正しい態度で授業や行事等に参加し子ども一人一人が活躍することができたり、分かる喜びやできる楽しさを実感できたりする授業づくり、集団づくりに取り組みます。

(1) 家庭や地域、関係機関と連携した道徳教育の充実

- ・道徳の授業を保護者や地域の方に公開したり、学習内容を「学年だより」でお知らせしたりするなど、情報提供に努めます。
- ・PTA学級懇談や太平地区生活指導連絡協議会（保護育成会）、太平小学校運営協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけ、情報モラル等について話題にし、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
- ・インターネットを介して 子どもたちが事件・事故に巻き込まれたり、加害者になったりしないように、関係機関を招いて、ネットトラブル未然防止に向けた教室（情報モラル教室）を開きます。※不審者対策と隔年で開催します。

(2) 体験活動の充実

- ・自分と友達の違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、修学旅行や宿泊研修、全校縦割り活動、児童会活動、学級活動等の充実を図ります。

(3) いじめを生まない学校づくり

- ・お互いを尊重し合いながら学び合う場を設定したり、個に応じた支援や発表の場を工夫したりするなどして、子ども一人一人が達成感や満足感を味わうことができる授業づくりに努めます。
- ・いじめ問題について考え、議論するなど、道徳の時間、学級活動、児童会活動等における子ども主体の活動を通して、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援します。

3 いじめの早期発見の取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教職員による観察等を行い、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。いじめの認知にあたっては、次のような事案であっても、子どもの感ずる被害性などに着目し、事実確認を行います。

- ◇ けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合
- ◇ 好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合
- ◇ いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合
- ◇ インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合

(1) 生活アンケートの実施

- ・年4回（6月、9月、11月、2月）生活アンケートを実施し、子どもの悩みや友人関係を適切に把握します。（この内、6月と11月は生活全般の行動・態度の変容の調査。他は、いじめ早期発見を趣旨とした内容のアンケートを実施。）

(2) 教育相談ならびに保護者面談の実施

- ・生活アンケート実施後（6月、11月の年2回）、及びその他必要に応じて学級担任が教育相談を行い、子どもの悩みや不安を聞き取ります。その後、7月と12月に保護者面談を行います。

(3) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、教頭、生徒指導主事、スクールカウンセラー等が、子どもや保護者の相談窓口となります。

(4) 「太平小さいじめ対策委員会」での情報共有

- ・子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、「太平小さいじめ対策委員会」において、その情報を共有します。

(5) 教職員間での情報交換

- ・気になる子どもの様子や出来事を日常的に情報交換するとともに、職員会議の中に「児童を語る会」を設け、情報の共有化を図ります。

(6) 保護者との連携

- ・家庭訪問や個人面談（7月：全員・12月：希望）、連絡帳、電話等で連絡を密に取り、子どもの様子を適切に把握します。

4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により、心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子どもの双方の保護者に、指導内容を含め、対応方針を説明し了承を得た上で適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

さらに、いじめに係る情報が寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに太平小学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげます。（※特定の職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会または管理職に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得ることです。）

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「太平小いじめ対策委員会」で、どの教職員がどの子どもに対応するのかなど、役割分担を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」「どの程度」というような迅速で的確な実態把握を行います。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子どもの双方から話を聞き、事実を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景も含めて状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子ども及び保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導により、心からの反省を促します。
- ・必要に応じ、いじめを受けた子どもの心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行います。

(3) スクールカウンセラーや関係機関との連携

- ・状況に応じて「スクールカウンセラー・広域スクールカウンセラー」を活用し、相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（秋田東警察署、秋田市教育委員会等）との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るように努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子どもの双方の保護者と協議をしながら、いじめられた子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分ある得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察します。

(5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに秋田市教育委員会に報告し、対処について協議します。

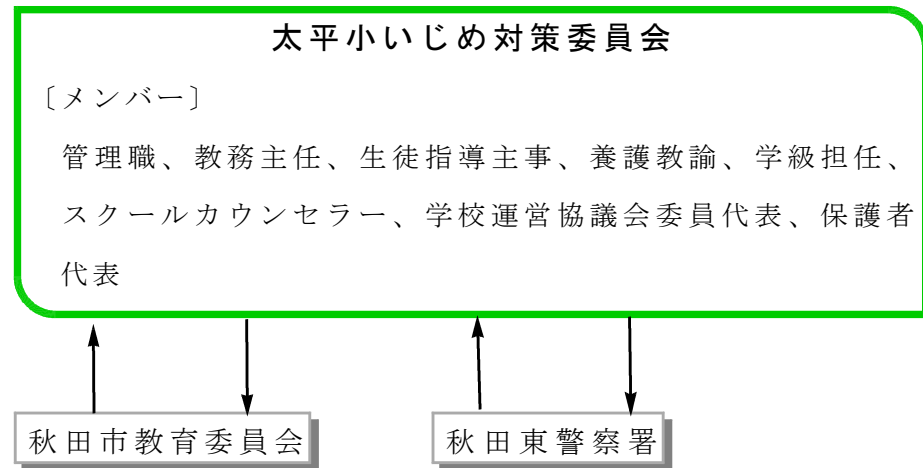
(6) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・管理職、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員代表、保護者代表により、「太平小いじめ対策委員会」を組織します。

- ・本委員会において、いじめ防止に向けた取組の成果と課題を確認し、基本方針や年間計画の見直し等について協議します。
- ・日常の取組については、上記対策委員会組織の、学校教職員間で情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針を決定、対応状況等の確認等を行います。

【組織図】



5 いじめ防止に向けた保護者と地域との連携

P T A 全体会や学級懇談会、学校報等を通し、学校いじめ防止基本方針および自校いじめ対策委員会の存在や学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について広くお知らせします。

(1) 学校報や学年だよりによる情報発信

- ・校内外で起こっているいじめを含めた問題行動や子どもたちの生活の様子等について情報を提供し、保護者とともに考えるようにします。

(2) 学級懇談会における説明と協議

- ・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供をもとに協議します。

(3) ホームページの活用

- ・学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。
- ・「太平小学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者や地域の方が随時確認できるようにします。

(4) 相談窓口、相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

6 P D C Aサイクルを踏まえた年間計画

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	委員会等
4 月	太平小学校いじめ防止基本方針の決定 (P) 子どもを知る会 (D) 授業の公開 (P T A 授業参観①)						太平小いじめ対策委員会 (P)
5 月	「太平小学校いじめ防止基本方針」を ホームページに掲載 (D) 授業の公開 (学校運営協議会Ⅰ・みんなの登校日) (D)						
6 月	第1回生活アンケート (D) 子どもとの面談 (D) 宿泊研修 修学旅行 (D)						生活アンケート分析 (C) 太平地区生活指導連絡協議会 太平小いじめ対策委員会 (C)
7 月	授業の公開 (P T A 授業参観②) (D) 保護者との面談 (D)						
8 月	校内研修 (具体的対策等についての共通理解や事例研究等) (D)						
9 月	第2回生活アンケート (D) 大運動会 (D)						生活アンケート分析 (C)
10 月	わくわくウォークラリー (D) 太平小学校いじめ防止基本方針の見直し・改訂 (A) (P) 学習発表会 学校運営協議会Ⅱ (D)						太平小いじめ対策委員会 (C)
11 月	第3回生活アンケート (D) 子どもとの面談 (D)						生活アンケート分析 (C)
12 月	授業の公開 (P T A 授業参観③) (D) 保護者との面談 (D)						太平小いじめ対策委員会 (C)
1・2 月	第4回生活アンケート (D) 授業の公開 (学校運営協議会Ⅲ) (D) 授業の公開 (P T A 授業参観④) (D)						生活アンケート分析 (C) 太平小いじめ対策委員会 (C)
3 月	太平小学校いじめ防止基本方針の引き継ぎ (A) (P)						

《取組の検証》

- ◇ 保護者や子どもに対する生活アンケートの実施と活用
- ◇ 教職員に対するいじめ防止チェックリストの活用
- ◇ いじめ防止等の取組に関する学校評価の実施と活用

※ 太平小いじめ対策委員会 は、構成員全体の会議。

※ 年間計画内の (P)、(D)、(C)、(A) は、P l a n (計画)、D o (実行)、C h e c k (評価)、A c t i o n (改善) の P D C A サイクルを表す。

《付記》平成31年(2019年)4月1日改訂